

豊橋市屋外広告物条例 第3条		禁止地域等	
1	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び風致地区	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 風致地区	今橋・石巻山・赤岩・葦毛・岩屋
2	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条若しくは第78条第1項の規定により指定され、又は同法第57条第1項の規定により登録された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同法第109条第1項若しくは第2項の規定により指定され、又は同法第110条第1項の規定により仮指定された地域	東観音寺多宝塔 豊橋ハリストス正教会聖使徒福音者馬太聖堂 豊橋市公会堂 愛知大学旧本館 羽田八幡宮 湊築島弁天社 安久美神戸神社 小野田家住宅 瓜郷遺跡 嵩山蛇穴 石巻山石灰岩地植物群落 馬越長火塚古墳 葦毛湿原 西駒屋田村家住宅 旧多米小学校 豊橋市上水道施設下条取水場 豊橋市上水道施設大江川水道橋 豊橋市上水道施設小鷹野浄水場 豊橋市上水道施設多米配水場 普門寺	小松原町地内 八町通三丁目地内 八町通二丁目地内 町畑町地内 花田町地内 湊町地内 八町通三丁目地内 高塚町地内 瓜郷町地内 嵩山町地内 石巻町地内 石巻本町地内 岩崎町地内 二川町地内 多米町地内 下条西町地内 牛川町地内 東小鷹野二丁目地内 多米町地内 雲谷町地内
3	愛知県文化財保護条例(昭和30年愛知県条例第6号)第4条第1項又は第24条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同条例第29条第1項の規定により指定された地域	賀茂神社本殿 前芝の燈明台 権現山古墳 お葉付公孫樹 高師小僧 豊橋のナガバノイシモチソウ自生地	賀茂町地内 前芝町地内 石巻本町地内 船渡町地内 西幸町地内 佐藤町地内
4	豊橋市文化財保護条例(昭和31年豊橋市条例第23号)第4条第1項又は第21条第1項の規定により指定された建造物の周囲の地域及び同条例第26条第1項の規定により指定された地域で、市長が指定する区域		
5	森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため指定された保安林	素戔鳴社	向草間町地内
6	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例(昭和48年愛知県条例第3号)第20条第1項の規定により指定された愛知県自然環境保全地域	吉祥山	石巻西川町地内
7	高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間並びに道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の市長が指定する区間並びに鉄道(新幹線鉄道を除く。)及び軌道の市長が指定する区間	高速自動車国道第一東海自動車道(通称東名高速道路) 一般国道1号 一般国道23号 一般国道259号 主要地方道豊橋大知波線 主要地方道東三河環状線 主要地方道豊橋下吉田線 市道石巻萩平町140号線 東海旅客鉄道株式会社 東海道新幹線鉄道 東海旅客鉄道株式会社 東海道線東海道本線 東海旅客鉄道株式会社 東海道線飯田線 名古屋鉄道株式会社 名古屋本線 豊橋鉄道株式会社 渥美線	市内の全区間 市街化調整区域の全区間 市街化調整区域の全区間 老津町地内一般国道259号との交差点から老津町地内一般県道城下老津線との交差点までを除く市街化調整区域の全区間 市街化調整区域の全区間 石巻町地内市街化区域決定境界から石巻本町地内主要地方道東三河環状線との交差点までの市街化調整区域の全区間 石巻本町地内市街化区域決定境界から石巻本町地内一般国道362号との交差点までの市街化調整区域の全区間 市街化調整区域の全区間 市街化調整区域の全区間 市内の全区間 市内の全区間 市内の全区間 市内の全区間 市内の全区間
8	道路、鉄道及び軌道に接続する地域で、市長が指定する区域	高速自動車国道第一東海自動車道(通称東名高速道路) 一般国道1号 一般国道23号 一般国道259号 主要地方道豊橋大知波線 主要地方道東三河環状線 主要地方道豊橋下吉田線 市道石巻萩平町140号線 東海旅客鉄道株式会社 東海道新幹線鉄道 東海旅客鉄道株式会社 東海道線東海道本線 東海旅客鉄道株式会社 東海道線飯田線	道路から500m未満までの市街化調整区域の地域 道路から100m未満までの市街化調整区域の地域 道路から100m未満までの市街化調整区域の地域 道路から100m未満までの老津町地内一般国道259号との交差点から老津町地内一般県道城下老津線との交差点までを除く市街化調整区域の地域 道路から100m未満までの市街化調整区域の地域 道路から100m未満までの石巻町地内市街化区域決定境界から石巻本町地内主要地方道東三河環状線との交差点までの市街化調整区域の地域 道路から100m未満までの石巻本町地内市街化区域決定境界から石巻本町地内一般国道362号との交差点までの市街化調整区域の地域 道路から100m未満までの市街化調整区域の地域 道路から100m未満までの市街化調整区域の地域 鉄道から500m未満までの市街化調整区域の地域 鉄道から100m未満までの市街化調整区域の地域 鉄道から100m未満までの市街化調整区域の地域
9	都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域及びその他公園、緑地等で市長が指定する区域	都市計画公園 都市計画緑地 都市計画墓園	街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園 向山、赤岩山、高山、岩屋、高師、下地、高塚、向山台、稲荷山、福東、賀茂、忠興 向山墓苑
10	自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第2項の規定により指定された国定公園の区域	三河湾国定公園	伊古部町地内他
11	愛知県立自然公園条例(昭和43年愛知県条例第7号)第4条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域	石巻山多米県立自然公園	石巻町地内他
12	海浜、河川及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域		
13	官公署、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条に規定する各種学校を除く。)、図書館、公会堂、生涯学習センター、校区市民館、博物館及び体育館の敷地	官公署の敷地 学校(各種学校を除く)の敷地 図書館の敷地 公会堂の敷地 地区市民館の敷地 校区市民館の敷地 公民館の敷地 博物館の敷地 体育館の敷地	
14	斎場の敷地並びに古墳及び墓地の敷地で市長が指定するもの	豊橋市斎場	飯村町地内
15	神社、寺院及び教会の境域で、市長が指定する区域		
16	良好な景観を形成し、又は風致を維持するため必要な地域で市長が指定する区域		

※令和8年6月1日に指定予定

※供用開始時に指定予定